

○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改正後	改正前
<p>1 取扱いの基本的な考え方 (省略)</p> <p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について (省略)</p> <p>3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い (省略)</p> <p>4 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について (省略)</p> <p>5 長官指定告示物品の取り消し (省略)</p> <p>別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義 (省略)</p> <p>別表2 長官指定告示物品またはその製剤及び副剤の規格並びに試験方法 (省略)</p>	<p>1 取扱いの基本的な考え方 (同左)</p> <p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について (同左)</p> <p>3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い (同左)</p> <p>4 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について (同左)</p> <p>5 長官指定告示物品の取り消し (同左)</p> <p>別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義 (同左)</p> <p>別表2 長官指定告示物品またはその製剤及び副剤の規格並びに試験方法 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>別紙様式</p> <p>国税庁長官指定告示物品指定申立書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>国税庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">申立者住所 申立者氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印</p> <p>下記の物品につき酒税法施行規則第 13 条第 8 項第 3 号に規定されている酒類保存のため酒類に混和することができる物品に指定していただきたく申立てます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定を希望する物品名 2 混和を希望する<u>酒類の品目</u> 3～9 (省略)</p> <p>(記載要領) この申立書は当該商品の発売元（発売元がない場合は製造者）が作成し提出してください。</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 初めてこの申立てを行う者にあつては、法人にあつては<u>登記事項証明書</u>及び定款、個人にあつては戸籍抄本を添付してください。</p>	<p>別紙様式</p> <p>国税庁長官指定告示物品指定申立書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>国税庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">申立者住所 申立者氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印</p> <p>下記の物品につき酒税法施行規則第 13 条第 8 項第 3 号に規定されている酒類保存のため酒類に混和することができる物品に指定していただきたく申立てます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定を希望する物品名 2 混和を希望する<u>酒類の種類又は品目</u> 3～9 (同左)</p> <p>(記載要領) この申立書は当該商品の発売元（発売元がない場合は製造者）が作成し提出してください。</p> <p>1～7 (同左)</p> <p>8 初めてこの申立てを行う者にあつては、法人にあつては<u>会社登記簿謄本</u>及び定款、個人にあつては戸籍抄本を添付してください。</p>